**すずらん商品券利用約款（お客様向け）**

**第 １ 条(約款の趣旨)**

遠野すずらん振興協同組合の発行する「すずらん商品券」(以下「商品券」と言う。)の保有者 (以下「お客様」と言う。)は、この約款により商品券をご利用いただくこととします。

**第 ２ 条(ご利用出来る店舗)**

１．お客様は、当組合加盟店(以下「加盟店」と言う。)でその取扱商品・サービスとの引換に利用できます。

２．加盟店であっても、一部除外商品があることがあります。詳細は、加盟店にお尋ねください。

３．加盟店は新規の加盟又は退店等により増減、変更することがあります。店頭・店内に加盟店の表示がある店舗で利用できますので確認下さい。

**第 ３ 条(有効期限)**

商品券には、その表面に有効期限が定められておりますので必ず確認下さい。有効期限を過ぎると利用できません。

**第 ４ 条(ご利用方法)**

１．お客様は、商品券によりその額面と等しい金額の商品又はサービスと引換えることができます。 商品券の額面以上の商品あるいはサービスと引換えるときには現金と併用し利用して下さい。

２．商品券は、額面未満の商品あるいはサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。

３．商品券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。また、商品券の払戻はできません。

４．商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

**第 ５ 条(ご利用できない場合)**

次の場合は、お客様は商品券を利用することができません。これによる不利益については、当組合は一切の責任を負いません。

(1) 商品券が発行者印、番号のないものであるとき

(2) 商品券に記載された有効期限が経過しているとき  
(3) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき  
(4) 商品券の裏面引換店欄に既に店舗のスタンプ又は押印があるとき  
(5) 違法に取得したとき又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき

(6) 商品券の 3分の１以上が滅失・汚損したとき

(7) 商品券裏面のバーコード又は番号が判読できないとき

**第 ６ 条(引換商品等の欠陥について)**

お客様が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、瑕疵、欠陥その他の問題が生じたとき、お客様は利用した加盟店との間で解決していただくものとします。

**第 ７ 条(仕様の変更)**

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合がありますのでご了承下さい。

**第 ８ 条(問い合わせ窓口)**

お客様からの問い合わせ窓口は以下のとおりです。

　　遠野すずらん振興協同組合 代表電話 ０１９８（６２）０５７５

**第 ９ 条（発行保証金の還付）**

１．商品券の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律に基づき基準日における未使用残高の２分の１以上の額の発行保証金を法務局に供託することにより資金保全することが義務付けられており必ずしも、全額保全が図られているわけではありません。

２．商品券の保有者は資金決済の法律に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることが出来ます。

　附則　この約款は、平成２８年５月１日から適用します。約款は予告なしに変更することがあります。

　　　　この約款は、令和３年５月１日から適用します。約款は予告なしに変更することがあります。

以上 　遠野すずらん振興協同組合